

## 法人県民税の税率について(お知らせ)

平成 22 年 4 月

日ごろは、県税の申告、納税につきまして格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、愛知県では、県内各法人のご理解とご協力のもとに、昭和 50 年から法人県民税（法人税割）について超過課税を実施し、その増収額により県政の重点施策であります教育・文化、社会福祉施設の整備等を進め、大きな成果をあげてまいりましたが、緊急度の高い事業が依然として多く残っておりますことから、愛知県県税条例の一部改正を行い、**法人県民税（法人税割）の超過課税の適用期間を 5 年間（平成 27 年 8 月 31 日までの間に終了する事業年度分まで）延長**しました。

この改正の趣旨をご理解いただき、今後とも法人県民税の申告納付になお一層ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、中小法人などにつきましては、従来どおり、超過課税の対象から除外する負担軽減措置が設けられております。

＜超過課税の増収額を活用して実施する事業＞

- ・ 青少年のための教育・文化施設の整備維持
- ・ 老人・心身障害児（者）のための社会福祉施設の整備維持
- ・ 勤労者のための福祉施設の整備維持
- ・ 中小企業のための知識集約化促進施設の拡充整備 等

### 愛知県における法人県民税（法人税割）の税率

区 分	税率（平成 7. 9. 1 から平成 27. 8. 31 までの間に終了する事業年度）	
	超過課税の対象となる法人	超過課税の対象とならない法人
法人税割	5. 8 %	5 %

\* 1 「超過課税の対象とならない法人」とは、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年 1, 500 万円以下の法人をいいます。

\* 2 清算所得に対する法人税額を課税標準とする法人のうち、昭和 50 年 9 月 1 日以後解散したものについては、すべて超過課税となります。

### ＜参考＞

#### ◎ 法人県民税（均等割）及び法人事業税の税率

愛知県では、法人県民税（均等割）及び法人事業税につきましても、超過課税を実施しております。

法人県民税（均等割）につきましては本リーフレットの裏面を、法人事業税につきましては、各種申告書の記載の手引をご覧ください。

## 「あいち森と緑づくり税」をお忘れなく！

平成 21 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度の法人県民税を申告する際には、**法人県民税均等割の税率の特例（超過課税）**として「あいち森と緑づくり税」をご負担いただくこととなっております。

つきましては、従前の均等割額に「あいち森と緑づくり税」を加算して申告いただきますようお願いいたします。

### 「あいち森と緑づくり税」とは・・・

森と緑は、環境保全や災害防止等多様な公益的機能を有していますが、近年、森林の荒廃や都市の緑の減少・喪失に伴う、公益的機能の低下が危惧されています。

愛知県は、森と緑を県民共有の財産と明確に位置づけ、「森林」、「里山林」、「都市の緑」を一体的に整備、保全し、「山から街まで緑豊かな愛知」を実現するための施策に要する財源を確保するため、平成 21 年度から「あいち森と緑づくり税」を導入しております。

「あいち森と緑づくり税」は**法人県民税均等割の税率の特例（超過課税）**としてご負担いただくものです。

なお、個人の方については、個人県民税均等割の税率の特例（超過課税）として、一律年額 500 円をご負担いただいております。

### 愛知県における法人県民税（均等割）の税率

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度につきましては、「あいち森と緑づくり税」が従前の均等割額に加算されています。

資本金等の額	従前の均等割額 (年 額)	あいち森と緑づくり税 (年 額)	納める均等割額 (年 額)
50 億円超	800,000 円	40,000 円	840,000 円
10 億円超 50 億円以下	540,000 円	27,000 円	567,000 円
1 億円超 10 億円以下	130,000 円	6,500 円	136,500 円
1 千万円超 1 億円以下	50,000 円	2,500 円	52,500 円
上記以外の法人	20,000 円	1,000 円	21,000 円

### 納める方法

従前の県民税均等割額に加えて申告納付します。

申告書様式等に変更はありません。

### 適用期日

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度

\*平成 21 年 4 月 1 日以前に解散した法人についても、平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度については適用されます。